

第 46 回ミニトン全日本選手権大会 主催者―競技参加者契約書

「公益財団法人日本セーリング連盟と特別加盟団体日本ミニトン協会」共同主催のセーリング競技会「第 46 回ミニトン全日本選手権大会」に参加するにあたり、共同主催団体「特別加盟団体日本ミニトン協会と公益財団法人日本セーリング連盟」はすべての参加者と下記の契約を締結する事とする。

第1項 規則の順守

参加者は「セーリング競技規則」(The Racing Rules Of Sailing) 及びに大会に適用されるレース公示 (Notice Of Race)、帆走指示書 (Sailing Instructions) のすべての規則及び指示に従うこと。

第2項 安全

参加者はレース公示 (Notice of Race) に規定されるカテゴリーと、それに準拠する OSR の発行する特別規定 (Special Regulations) に対応し、艇およびに乗組員が安全装備について熟知しその使用訓練が出来ていること。

第3項 責任の所在

「OSR 基本規定と定義 1.02 艇責任者の責任」

- 1.02.1 レースに参加するか、またはレースを続けるかについての艇の決定の責任は、その艇のみにある。という RRS 4 の下で、艇と乗組員の安全の確保は、艇の責任者の避けられない責任であり、艇が十分な耐航性を有し、荒天の海にも対抗できる体力と適切なトレーニングを積んだ経験豊富な乗組員を配置することに最善を尽くさねばならない。
さらに、艇の責任者は責任を全うすることが出来ない場合、艇の責任者を引き継ぐ者を指定しなければならない。
- 1.02.2 外洋特別規定の制定または主催組織による使用、または外洋特別規定に基づくインスペクションは艇責任者の完全かつ無制限の責任を制限または軽減されるものではない。
- 1.02.3 OSR の下で実施されるレースに参加することは、艇責任者、各競技者、艇のオーナーが OSR2.02 に規定された自主的なインシデント報告の充実のために主催組織と World Sailing に適切に協力することに同意したものとみなされる。

第 4 項 通信手段

レース委員会の発行する帆走指示書に従う通信手段を確実に実行できること。

家族等からの要請で捜索に入った場合、それが事実、事故や遭難である場合は勿論、結果的に無線その他指定する通信手段の連絡不通などであり遭難ではなかった場合であっても、出艇参加者側の責任においてその費用のすべての負担を負う事を了解すること。

この場合連絡の不通が出艇参加者側の連絡義務違反であろうと、通信手段の技術的問題の場合であろうと出艇参加者側の負担を免れるものではないこと。

第5項 保険

競技参加者は大会開催前後の期間を含む事故に適用する傷害保険及びに賠償責任保険、ならびに捜査救助保険を付帯していること。

保険金額に関しては十分な保険金額であること。

第6項 著作権

レースイベント全体の著作権は共同主催者に帰属し、写真、記事、報道内容について参加者の肖像権、プライバシーの内容に触れるものであっても大会期間中のものであれば共同主催者によって公表、開示されることを拒否できないこと。しかも個々の艇もしくは参加者においては、共同主催者への断りなく、雑誌もしくは、報道紙に有料、無料でレース参加記事を書くことも禁じられること。

第7項 契約の有効性

本契約は必ずしも独立して契約書として存在しなくても、参加申込書やレース公示の裏側にプリントされていても、又レース公示の内容として盛り込まれていても有効である。

本契約書に署名することによって競技参加者ならびにその家族は参加者の責任を理解し受諾したことをとする。また参加者が未成年である場合には参加者の親権者が本契約書の趣旨を理解し署名すること。

署名

艇名

セール No

競技参加者艇長	日付
競技参加者	日付
競技参加者	日付
競技参加者	日付
競技参加者	日付
競技参加者	日付
共同主催団体	
特別加盟団体 日本ミニトン協会	
公益財団法人 日本セーリング連盟	